

改 正 案	現 行
<p>（不在者投票）</p> <p>第四十九条 略</p> <p>2 選挙人で身体に重度の障害があるもの（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者又は戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第二条第一項に規定する戦傷病者であるもので、政令で定めるものをいう。）に該当する旨の証明を政令で定めるところにより当該選挙人の登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長から受けた者の投票については、前項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四十二条第一項ただし書、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項から第三項まで、前条及び第五十条の規定にかかわらず、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第二条第二項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）により送付する方法により行わせることができる。</p>	<p>（不在者投票）</p> <p>第四十九条 略</p> <p>2 選挙人で身体に重度の障害があるもの（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者又は戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第二条第一項に規定する戦傷病者であるもので、政令で定めるものをいう。）の投票については、前項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四十二条第一項ただし書、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項から第三項まで、前条及び第五十条の規定にかかわらず、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第二条第二項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）により送付する方法により行わせることができる。</p> <p style="text-align: right;">〔注記..平成十五年四月一日施行〕</p>

3| 前項に定める者のうち自ら投票の記載をすることができない者として政令で定める者に該当する旨の証明を政令で定めるところにより当該選挙人の登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長から受けた者の投票については、前二項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四十二条第一項ただし書、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項から第三項若くは、前条、第五十条及び第六十八条の規定にかかわらず、その現在する場所においてあらかじめ届け出た当該選挙の選挙権を有する者にその指示する投票の記載をさせ、これを郵便等により送付する方法により行わせることができる。

4| 略

(投票の秘密侵害罪)

第二百二十七条 中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者、選挙長若しくは選挙分会長、選挙事務に関係のある国若しくは地方公共団体の公務員、立会人(第四十八条第二項の規定により投票を補助すべき者及び第四十九条第三項の規定により選挙人に代わつて投票の記載をすべき者を含む。以下同じ。)又は監視者が選挙人の投票した被選挙人の氏名(衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては政党その他の政治団体の名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては被選挙人の氏名又は政党その他の政治団体の名称若しくは略称)を表示したとき

3| 略

(投票の秘密侵害罪)

第二百二十七条 中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者、選挙長若しくは選挙分会長、選挙事務に関係のある国若しくは地方公共団体の公務員、立会人(第四十八条第二項の規定により投票を補助すべき者を含む。以下同じ。)又は監視者が選挙人の投票した被選挙人の氏名(衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては政党その他の政治団体の名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては被選挙人の氏名又は政党その他の政治団体の名称若しくは略称)を表示したときは、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。その表示した事実が虚

は、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。その表示した事実が虚偽であるときも、また同様とする。

(詐偽証明)

第二百三十六条之二 詐偽の方法をもって第四十九条第二項又は第三項の規定による証明をさせた者は、六月以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

(代理投票等における記載義務違反)

第二百三十七条之二 略

2 第四十九条第三項の規定により選挙人に代わつて投票の記載をすべき者が選挙人の指示する同項の規定による投票の記載をしなかつたときは、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

(不在者投票の場合の罰則の適用)

第二百五十五条 略

2 略

3 第四十九条第三項の規定による投票については、選挙人及び選挙人に代わつて投票の記載をすべき者が投票の記載の準備に着手してから投票を記載した投票用紙を郵便等により送付するためこれを封入するまでの間における当該投票に関する行為を行う場所を投票所とみなして、第二百二十八条第一項及び第二百二十九条並びに第二百三十四条中同項及び第二百二十九条に係る部分の規定を

偽であるときも、また同様とする。

(代理投票等における記載義務違反)

第二百三十七条之二 略

(不在者投票の場合の罰則の適用)

第二百五十五条 略

2 略

適用する。

4 第四十九条第四項の規定による投票については、船舶において投票を管理すべき者及び投票を受信すべき市町村の選挙管理委員会の委員長は投票管理者と、投票の記載をし、これを送信すべき場所及び投票を受信すべき場所は投票所と、投票を受信すべきフアクシミリ装置は投票箱と、船舶において投票に立ち会うべき者は投票立会人と、選挙人が指示する公職の候補者一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載すべきものと定められた者は第四十八条第二項の規定により公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載すべきものと定められた者とみなして、この章の規定を適用する。

(衆議院議員又は参議院議員の選挙管理費用の国庫負担)

第二百六十三条 衆議院議員又は参議院議員の選挙に関する次に掲げる費用は、国庫の負担とする。

一 三 略

四 第四十九条第一項の規定による投票に関する選挙事務のため不在者投票管理者において要する費用及びその投票記載の場所に要する費用、同条第二項及び第三項の規定により行われる郵便等による送付に要する費用並びに同条第四項の規定により行われる送信に要する費用

3 第四十九条第三項の規定による投票については、船舶において投票を管理すべき者及び投票を受信すべき市町村の選挙管理委員会の委員長は投票管理者と、投票の記載をし、これを送信すべき場所及び投票を受信すべき場所は投票所と、投票を受信すべきフアクシミリ装置は投票箱と、船舶において投票に立ち会うべき者は投票立会人と、選挙人が指示する公職の候補者一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載すべきものと定められた者は第四十八条第二項の規定により公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載すべきものと定められた者とみなして、この章の規定を適用する。

(衆議院議員又は参議院議員の選挙管理費用の国庫負担)

第二百六十三条 衆議院議員又は参議院議員の選挙に関する次に掲げる費用は、国庫の負担とする。

一 三 略

四 第四十九条第一項の規定による投票に関する選挙事務のため不在者投票管理者において要する費用及びその投票記載の場所に要する費用、同条第二項の規定により行われる郵便等による送付に要する費用並びに同条第三項の規定により行われる送信に要する費用

四の十二 略

(選挙に関する届出等の時間)

第二百七十条 略

- 2 前項の規定にかかわらず、第四十九条第一項若しくは第四項の規定による投票に関し国外においてする行為、第四十九条の二第一項の規定による投票又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定によつて在外公館の長に対してする行為は、政令で定める時間内に行わなければならない。

(不在者投票等の時間)

第二百七十条の二 前条第一項の規定にかかわらず、第四十九条第一項又は第四項の規定による投票に関し不在者投票管理者等に対してする行為(国外においてするものを除く。次項において同じ。)及び第四十九条の二第三項の規定による投票に関し市町村の選挙管理委員会の委員長に対してする行為のうち政令で定めるものは、午前八時三十分から午後八時(当該行為を行おうとする地の市町村の選挙管理委員会が地域の実情等を考慮して午後五時から午後八時までの間でこれと異なる時刻を定めている場合にあつては、当該定められている時刻)までの間にすることができる。

- 2 前条第一項の規定にかかわらず、第四十九条第一項又は第四項の規定による投票に関し不在者投票管理者等に対してする行為及び第四十九条の二第三項の規定による投票に関し市町村の選挙管理

四の十二 略

(選挙に関する届出等の時間)

第二百七十条 略

- 2 前項の規定にかかわらず、第四十九条第一項若しくは第三項の規定による投票に関し国外においてする行為、第四十九条の二第一項の規定による投票又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定によつて在外公館の長に対してする行為は、政令で定める時間内に行わなければならない。

(不在者投票等の時間)

第二百七十条の二 前条第一項の規定にかかわらず、第四十九条第一項又は第三項の規定による投票に関し不在者投票管理者等に対してする行為(国外においてするものを除く。次項において同じ。)及び第四十九条の二第三項の規定による投票に関し市町村の選挙管理委員会の委員長に対してする行為のうち政令で定めるものは、午前八時三十分から午後八時(当該行為を行おうとする地の市町村の選挙管理委員会が地域の実情等を考慮して午後五時から午後八時までの間でこれと異なる時刻を定めている場合にあつては、当該定められている時刻)までの間にすることができる。

- 2 前条第一項の規定にかかわらず、第四十九条第一項又は第三項の規定による投票に関し不在者投票管理者等に対してする行為及び第四十九条の二第三項の規定による投票に関し市町村の選挙管理

委員会の委員長に対してする行為のうち政令で定めるものは、当該行為を行おうとする地の市町村の選挙管理委員会の職員につき定められている執務時間内になければならない。

(事務の区分)

第二百七十五条 略

一～四 略

五 市町村が第四十九条第二項及び第三項の規定により処理することとされている事務（証明に係る事務に限る。）

六 略

2 略

委員会の委員長に対してする行為のうち政令で定めるものは、当該行為を行おうとする地の市町村の選挙管理委員会の職員につき定められている執務時間内になければならない。

(事務の区分)

第二百七十五条 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一～四 略

五 略

2 略

改正案	現行																
<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）</p> <p>備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="241 576 1046 1222"> <thead> <tr> <th>法律</th> <th>事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>…略…</td> <td>…略…</td> </tr> <tr> <td>公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）</td> <td>この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの 一～四 略 五 <u>市町村が第四十九条第二項及び第三項の規定により処理することとされている事務（証明に係る事務に限る。）</u> 六 略</td> </tr> <tr> <td>…略…</td> <td>…略…</td> </tr> </tbody> </table>	法律	事務	…略…	…略…	公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの 一～四 略 五 <u>市町村が第四十九条第二項及び第三項の規定により処理することとされている事務（証明に係る事務に限る。）</u> 六 略	…略…	…略…	<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）</p> <p>備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1153 576 1957 1222"> <thead> <tr> <th>法律</th> <th>事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>…略…</td> <td>…略…</td> </tr> <tr> <td>公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）</td> <td>この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの 一～四 略 五 略</td> </tr> <tr> <td>…略…</td> <td>…略…</td> </tr> </tbody> </table>	法律	事務	…略…	…略…	公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの 一～四 略 五 略	…略…	…略…
法律	事務																
…略…	…略…																
公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの 一～四 略 五 <u>市町村が第四十九条第二項及び第三項の規定により処理することとされている事務（証明に係る事務に限る。）</u> 六 略																
…略…	…略…																
法律	事務																
…略…	…略…																
公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの 一～四 略 五 略																
…略…	…略…																

改 正 案		
第四十九条（公職選挙法の罰則準用） 略		
…略…	…略…	…略…
第二百三十七条の二第一項	公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公職の候補者に対して○の記号	投票の内容
第二百三十七条の二第二項	同項の規定による投票	投票の内容
…略…	…略…	…略…

現 行		
第四十九条（公職選挙法の罰則準用） 略		
…略…	…略…	…略…
第二百三十七条の二	公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公職の候補者に対して○の記号	投票の内容
…略…	…略…	…略…

第二百五十五
五条第三項

第二百二十八条第一項及び第
二百二十九条並びに第二百三
十四条

最高裁判所
裁判官国民
審査法第四
十九条にお
いて準用す
る第二百二
十八条第一
項及び第二
百二十九条
並びに第二
百三十四条

改正案	現行
<p>（公職選挙法の準用）</p> <p>第九十四条 公職選挙法第八条（特定地域に関する特例）、第十条第一項（被選挙人の年齢の算定方法）、第十七条（投票区）、第十八条（第一項ただし書を除く。）（開票区）、第二十三条から第二十五条まで、第三十条（選挙人名簿）、第三十三条第一項、第二項、第四項及び第五項、第三十四条第一項、第三項、第四項及び第六項（選挙期日）、第六章（投票）（第三十五条、第三十六条、第三十七条第三項及び第四項、第三十八条第四項、第四十条、第四十六条、第四十六条の二、<u>第四十九条第四項</u>並びに第四十九条の二の規定を除く。）、第七章（開票）（第六十一条第三項及び第四項、第六十一条第三項から第五項まで及び第八項ただし書、第六十八条並びに第六十八条の二第二項、第三項及び第五項の規定を除く。）、第八章（選挙会及び選挙分会）（第七十五条第二項、第七十七条第二項及び第八十一条の規定を除く。）、第八十六条の四第一項、第二項、第五項及び第九項から第十一項まで、第八十六条の八、第九十条、第九十一条第二項（候補者）、第十章（当選人）（第九十五条の二から第九十八条まで、第九十九条の二、<u>第一百条第一項から第三項まで</u>、第七項及び第八項、第一百条から第一百条の二の二まで並びに第一百八条第二項の規定を除く。）、第一百十一条第一項及び第二項（欠</p>	<p>（公職選挙法の準用）</p> <p>第九十四条 公職選挙法第八条（特定地域に関する特例）、第十条第一項（被選挙人の年齢の算定方法）、第十七条（投票区）、第十八条（第一項ただし書を除く。）（開票区）、第二十三条から第二十五条まで、第三十条（選挙人名簿）、第三十三条第一項、第二項、第四項及び第五項、第三十四条第一項、第三項、第四項及び第六項（選挙期日）、第六章（投票）（第三十五条、第三十六条、第三十七条第三項及び第四項、第三十八条第四項、第四十条、第四十六条、第四十六条の二、<u>第四十九条第三項</u>並びに第四十九条の二の規定を除く。）、第七章（開票）（第六十一条第三項及び第四項、第六十一条第三項から第五項まで及び第八項ただし書、第六十八条並びに第六十八条の二第二項、第三項及び第五項の規定を除く。）、第八章（選挙会及び選挙分会）（第七十五条第二項、第七十七条第二項及び第八十一条の規定を除く。）、第八十六条の四第一項、第二項、第五項及び第九項から第十一項まで、第八十六条の八、第九十条、第九十一条第二項（候補者）、第十章（当選人）（第九十五条の二から第九十八条まで、第九十九条の二、<u>第一百条第一項から第三項まで</u>、第七項及び第八項、第一百条から第一百条の二の二まで並びに第一百八条第二項の規定を除く。）、第一百十一条第一項及び第二項（欠</p>

けた場合の通知)、第百十六條(議員又は当選人がすべてない場合の一般選挙)、第百二十九條、第百三十條、第百三十一條第一項及び第二項、第百三十二條から第百三十七條まで、第百三十七條の三、第百三十八條、第百四十條の二、第百四十八條の二、第百六十一條第一項、第三項及び第四項、第百六十四條の六、第百六十六條、第百七十八條(選挙運動)、第十五章(争訟)(第二百二條第二項、第二百四條、第二百五條第五項、第二百六條第二項、第二百八條、第二百九條の二第二項、第二百十一條第二項、第二百十六條及び第二百二十條第四項の規定を除く。)、第十六章(罰則)(第二百二十四條の三、第二百三十五條の二第一号及び第二号、第二百三十五條の三、第二百三十五條の四、第二百三十五條の六、第二百三十六條第二項、第二百三十八條の二、第二百三十九條第一項第四号及び第二項、第二百三十九條の二第一項、第二百四十條第二項、第二百四十二條第二項、第二百四十二條の二、第二百四十三條第一項第一号及び第二号から第九号まで並びに第二項、第二百四十四條第一項第一号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第二百四十六條から第二百五十條まで、第二百五十一條の二第二項、第三項及び第五項、第二百五十一條の三、第二百五十一條の四、第二百五十二條の二、第二百五十二條の三、第二百五十五條第四項、第二百五十五條の二並びに第二百五十五條の三の規定を除く。)、第二百六十四條の二(行政手続法の適用除外)、第二百七十條第一項本文(選挙に関する届出等の時間)、第二百七十條の二(不在者投票等の時間)、第二百七十條の三(選挙に関する届出等の期限)、

けた場合の通知)、第百十六條(議員又は当選人がすべてない場合の一般選挙)、第百二十九條、第百三十條、第百三十一條第一項及び第二項、第百三十二條から第百三十七條まで、第百三十七條の三、第百三十八條、第百四十條の二、第百四十八條の二、第百六十一條第一項、第三項及び第四項、第百六十四條の六、第百六十六條、第百七十八條(選挙運動)、第十五章(争訟)(第二百二條第二項、第二百四條、第二百五條第五項、第二百六條第一項、第二百八條、第二百九條の二第二項、第二百十一條第二項、第二百十六條及び第二百二十條第四項の規定を除く。)、第十六章(罰則)(第二百二十四條の三、第二百三十五條の二第一号及び第二号、第二百三十五條の三、第二百三十五條の四、第二百三十五條の六、第二百三十六條第二項、第二百三十八條の二、第二百三十九條第一項第四号及び第二項、第二百三十九條の二第一項、第二百四十條第二項、第二百四十二條第二項、第二百四十二條の二、第二百四十三條第一項第一号及び第二号から第九号まで並びに第二項、第二百四十四條第一項第一号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第二百四十六條から第二百五十條まで、第二百五十一條の二第二項、第三項及び第五項、第二百五十一條の三、第二百五十一條の四、第二百五十二條の二、第二百五十二條の三、第二百五十五條第三項、第二百五十五條の二並びに第二百五十五條の三の規定を除く。)、第二百六十四條の二(行政手続法の適用除外)、第二百七十條第一項本文(選挙に関する届出等の時間)、第二百七十條の二(不在者投票等の時間)、第二百七十條の三(選挙に関する届出等の期限)、

第二百七十二条（命令への委任）並びに附則第四項及び第五項の規定は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の長及び市町村の議会の議員の選挙に関する部分を除くほか、海区漁業調整委員会の委員の選挙に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定の中で同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。

…略…	…略…	…略…
第四十九条第二項	第四十六条第一項から第三項まで、前条及び第五十条	前条、第五十条及び漁業法第九十条第三項
第四十九条第三項	第四十六条第一項から第三項まで、前条、第五十条及び第六十八条	前条、第五十条並びに漁業法第九十条第三項及び第九十一条
…略…	…略…	…略…
		第二百五十

第二百七十二条（命令への委任）並びに附則第四項及び第五項の規定は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の長及び市町村の議会の議員の選挙に関する部分を除くほか、海区漁業調整委員会の委員の選挙に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定の中で同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。

…略…	…略…	…略…
第四十九条第二項	第四十六条第一項から第三項まで、前条及び第五十条	前条、第五十条及び漁業法第九十条第三項
…略…	…略…	…略…
		第二百五十

2

略

…略…	第二百三十七條の二第二項	第二百三十一條の二	第二百二十四條の二
…略…	第四十九條第三項	第四十九條第二項又は第三項	第二百五十一條の二第一項各号
…略…	漁業法第九十四條において準用する第四十九條第三項	漁業法第九十四條において準用する第四十九條第二項又は第三項	一條の二第一項第一号、第三号及び第四号

2

略

…略…	…略…	…略…	第二百二十四條の二
…略…	…略…	…略…	第二百五十一條の二第一項各号
…略…	…略…	…略…	一條の二第一項第一号、第三号及び第四号

改 正 案	現 行
<p>（事務費）</p> <p>第十三条 略</p> <p>7～8 略</p> <p>9 市区町村の選挙管理委員会が投票所入場券を郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（以下この項において「信書便」という。）により送付する場合又は市区町村の選挙管理委員会の委員長が公職選挙法第四十九条の規定による不在者投票若しくは同法第四十九条の二第二項若しくは第三項の規定による在外投票に関する書類を郵便若しくは信書便により送付する場合には、特に要する送付経費（同法第四十九条第二項及び第三項の規定により行われる送付に要する経費を含む。）として総務大臣が定める額を加算する。</p> <p>10 略</p> <p>11 市区町村の選挙管理委員会が公職選挙法第四十九条第四項の規定による事務を行う場合には、当該事務に要する経費として総務大臣が定める額を加算する。</p>	<p>（事務費）</p> <p>第十三条 略</p> <p>7～8 略</p> <p>9 市区町村の選挙管理委員会が投票所入場券を郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（以下この項において「信書便」という。）により送付する場合又は市区町村の選挙管理委員会の委員長が公職選挙法第四十九条の規定による不在者投票若しくは同法第四十九条の二第二項若しくは第三項の規定による在外投票に関する書類を郵便若しくは信書便により送付する場合には、特に要する送付経費（同法第四十九条第二項の規定により行われる送付に要する経費を含む。）として総務大臣が定める額を加算する。</p> <p style="text-align: right;">〔注記..平成十五年四月一日施行〕</p> <p>10 略</p> <p>11 市区町村の選挙管理委員会が公職選挙法第四十九条第三項の規定による事務を行う場合には、当該事務に要する経費として総務大臣が定める額を加算する。</p>

12 略

(不在者投票特別経費)

第十三条の二 略

2 公職選挙法第四十九条第四項の規定により不在者投票管理者の管理する場所において行われる不在者投票に要する経費の額は、同項の規定により市区町村の選挙管理委員会の委員長に投票をフアクシミリ装置を用いて送信するために要する通信料とする。

12 略

(不在者投票特別経費)

第十三条の二 略

2 公職選挙法第四十九条第三項の規定により不在者投票管理者の管理する場所において行われる不在者投票に要する経費の額は、同項の規定により市区町村の選挙管理委員会の委員長に投票をフアクシミリ装置を用いて送信するために要する通信料とする。

改正案	現行
<p>（公職選挙法の準用）</p> <p>第十一条 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八条（特定地域に関する特例）、第十一条第一項及び第二項（選挙権及び被選挙権を有しない者）、第十一条の二（被選挙権を有しない者）、第十七条（投票区）、第十八条（開票区）、第十九条第四項（名簿の抄本の使用）、第二十三条から第二十五条まで（縦覧、異議の申出等）、第三十条（選挙人名簿の再調製）、第三十三条（一般選挙の期日）、第三十四条（再選挙、補欠選挙等の期日）、第六章（第三十七条第三項及び第四項、第四十四条第二項、第四十六条第二項及び第三項、第四十六条の二、<u>第四十九条第四項</u>、第四十九条の二並びに第五十七条第二項の規定を除く。）（投票）、第七章（第六十一条第三項及び第四項、第六十八条第二項及び第三項並びに第六十八条の二第一項、第三項及び第五項の規定を除く。）（開票）、第八章（第七十五条第二項、第七十七条第二項及び第八十一条の規定を除く。）（選挙会）、第八十六条の四第一項から第五項まで及び第九項から第十一項まで（候補者の立候補の届出等）、第八十六条の八（被選挙権のない者等の立候補の禁止）、第八十七条第一項（重複立候補の禁止）、第九十条（立候補のための公務員の退職）、第九十一条第二項（公務員となつたため立候補の辞退とみなされる場合）、第</p>	<p>（公職選挙法の準用）</p> <p>第十一条 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八条（特定地域に関する特例）、第十一条第一項及び第二項（選挙権及び被選挙権を有しない者）、第十一条の二（被選挙権を有しない者）、第十七条（投票区）、第十八条（開票区）、第十九条第四項（名簿の抄本の使用）、第二十三条から第二十五条まで（縦覧、異議の申出等）、第三十条（選挙人名簿の再調製）、第三十三条（一般選挙の期日）、第三十四条（再選挙、補欠選挙等の期日）、第六章（第三十七条第三項及び第四項、第四十四条第二項、第四十六条第二項及び第三項、第四十六条の二、<u>第四十九条第三項</u>、第四十九条の二並びに第五十七条第二項の規定を除く。）（投票）、第七章（第六十一条第三項及び第四項、第六十八条第二項及び第三項並びに第六十八条の二第一項、第三項及び第五項の規定を除く。）（開票）、第八章（第七十五条第二項、第七十七条第二項及び第八十一条の規定を除く。）（選挙会）、第八十六条の四第一項から第五項まで及び第九項から第十一項まで（候補者の立候補の届出等）、第八十六条の八（被選挙権のない者等の立候補の禁止）、第八十七条第一項（重複立候補の禁止）、第九十条（立候補のための公務員の退職）、第九十一条第二項（公務員となつたため立候補の辞退とみなされる場合）、第</p>

十章（第九十五条の二、第九十五条の三、第九十七条第三項、第九十七条の二、第九十八条第二項から第四項まで、第九十九条の二、第一百条第一項から第三項まで、第七項及び第八項、第一百一条から第一百一条の二の二まで並びに第九十八条第二項の規定を除く。）（当選人）、第一百十条第一項及び第三項（再選挙）、第一百十一条第一項及び第二項（議員の欠けた場合の通知）、第一百十二条第五項、第七項及び第八項（議員の欠けた場合の繰上補充）、第一百十三条第一項（補欠選挙）、第一百十五条第一項（合併選挙）、第一百十六条（議員又は当選人がすべてない場合の一般選挙）、第一百十七条（設置選挙）、第一百二十九条（選挙運動の期間）、第一百三十条（選挙事務所の設置及び届出）、第一百三十一条第一項及び第二項（選挙事務所の数）、第一百三十二条（選挙当日の選挙事務所の制限）、第一百三十四条から第一百三十七条まで（選挙事務所の閉鎖命令、選挙事務関係者等の選挙運動の禁止）、第一百三十七条の三（選挙権及び被選挙権を有しない者の選挙運動の禁止）、第一百三十八条（戸別訪問）、第一百四十条の二（連呼行為の禁止）、第一百四十八条の二（新聞紙、雑誌の不法利用等の制限）、第一百六十一条、第一百六十一条の二、第一百六十二条第一項及び第二項、第一百六十三条（個人演説会）、第一百六十四条の六（夜間の街頭演説の禁止等）、第一百六十六条（特定の建物及び施設における演説等の禁止）、第十五章（第二百四条、第二百五条第五項、第二百八条、第二百九条の二第二項、第二百十一条第二項及び第二百二十条第四項の規定を除く。）（争訟）、第十六章（第二百二十四条の三、第二百三十五条の二第一号及び第二号、第二百三

十章（第九十五条の二、第九十五条の三、第九十七条第三項、第九十七条の二、第九十八条第二項から第四項まで、第九十九条の二、第一百条第一項から第三項まで、第七項及び第八項、第一百一条から第一百一条の二の二まで並びに第九十八条第二項の規定を除く。）（当選人）、第一百十条第一項及び第三項（再選挙）、第一百十一条第一項及び第二項（議員の欠けた場合の通知）、第一百十二条第五項、第七項及び第八項（議員の欠けた場合の繰上補充）、第一百十三条第一項（補欠選挙）、第一百十五条第一項（合併選挙）、第一百十六条（議員又は当選人がすべてない場合の一般選挙）、第一百十七条（設置選挙）、第一百二十九条（選挙運動の期間）、第一百三十条（選挙事務所の設置及び届出）、第一百三十一条第一項及び第二項（選挙事務所の数）、第一百三十二条（選挙当日の選挙事務所の制限）、第一百三十四条から第一百三十七条まで（選挙事務所の閉鎖命令、選挙事務関係者等の選挙運動の禁止）、第一百三十七条の三（選挙権及び被選挙権を有しない者の選挙運動の禁止）、第一百三十八条（戸別訪問）、第一百四十条の二（連呼行為の禁止）、第一百四十八条の二（新聞紙、雑誌の不法利用等の制限）、第一百六十一条、第一百六十一条の二、第一百六十二条第一項及び第二項、第一百六十三条（個人演説会）、第一百六十四条の六（夜間の街頭演説の禁止等）、第一百六十六条（特定の建物及び施設における演説等の禁止）、第十五章（第二百四条、第二百五条第五項、第二百八条、第二百九条の二第二項、第二百十一条第一項及び第二百二十条第四項の規定を除く。）（争訟）、第十六章（第二百二十四条の三、第二百三十五条の二第一号及び第二号、第二百三

十五條の三、第二百三十五條の四、第二百三十五條の六、第二百三十六條第二項、第二百三十九條第一項第四号及び第二項、第二百三十九條の二第一項、第二百四十條第一項第三号及び第二項、第二百四十二條第二項、第二百四十二條の二、第二百四十三條第一項第一号及び第二号から第九号まで並びに第二項、第二百四十四條第一項第一号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第二百四十五條から第二百五十條まで、第二百五十一條の二第二項、第三項及び第五項、第二百五十一條の三、第二百五十一條の四、第二百五十二條の二、第二百五十二條の三、第二百五十五條第四項、第二百五十五條の二並びに第二百五十五條の三の規定を除く。)(罰則)、第二百六十四條の二(行政手続法の適用除外)、第二百七十条第一項本文(選挙に関する届出等の時間)、第二百七十条の二(不在者投票等の時間)、第二百七十条の三(選挙に関する届出等の期限)、第二百七十一條の二(一部無効に因る再選挙の特例)、第二百七十二條(命令への委任)並びに附則第四項及び第五項の規定は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の長及び都道府県の議会の議員の選挙に関する部分を除き、農業委員会の選挙による委員の選挙について準用する。この場合において、これらの規定中「公職の候補者」とあるのは「農業委員会の選挙による委員の候補者」と読み替え、次表上欄に掲げる同法の規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のよつに読み替えるものとする。

表 略

十五條の三、第二百三十五條の四、第二百三十五條の六、第二百三十六條第二項、第二百三十九條第一項第四号及び第二項、第二百三十九條の二第一項、第二百四十條第一項第三号及び第二項、第二百四十二條第二項、第二百四十二條の二、第二百四十三條第一項第一号及び第二号から第九号まで並びに第二項、第二百四十四條第一項第一号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第二百四十五條から第二百五十條まで、第二百五十一條の二第二項、第三項及び第五項、第二百五十一條の三、第二百五十一條の四、第二百五十二條の二、第二百五十二條の三、第二百五十五條第三項、第二百五十五條の二並びに第二百五十五條の三の規定を除く。)(罰則)、第二百六十四條の二(行政手続法の適用除外)、第二百七十条第一項本文(選挙に関する届出等の時間)、第二百七十条の二(不在者投票等の時間)、第二百七十条の三(選挙に関する届出等の期限)、第二百七十一條の二(一部無効に因る再選挙の特例)、第二百七十二條(命令への委任)並びに附則第四項及び第五項の規定は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の長及び都道府県の議会の議員の選挙に関する部分を除き、農業委員会の選挙による委員の選挙について準用する。この場合において、これらの規定中「公職の候補者」とあるのは「農業委員会の選挙による委員の候補者」と読み替え、次表上欄に掲げる同法の規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のよつに読み替えるものとする。

表 略

